

令和2年10月22日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンク登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データバンクに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年6月23日	医療サービス(美容)	クリニックにおいて、医療脱毛の施術を受けたところ、背部臀部等に熱傷。	大阪府
2	不明	ガスこんろ	ガスこんろを使用したところ、ガスこんろとゴム管の接続部から発煙。	大阪府
3	令和2年10月12日	迅速継手	ガスこんろを点火したところ、迅速継手の接続部から漏えいしたガスに引火。	東京都
4	不明	ガス栓及びガスこんろ	ガスこんろとガス栓の接続部から漏えいしたガスに引火し、周辺に焦げ。	京都府
5	令和2年10月16日	教育サービス(小学校)	図工の授業中に、教員がスプレーを噴射したところ、児童20名が体調不良を訴え、うち8名を病院に搬送。	兵庫県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	おむすび	アレルギー(卵、いくら)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和2年10月12日／販売地域 神奈川県)
2	普通乗用自動車(マツダ CX-30)	普通乗用自動車(灯火装置)のリコール。(4813) アダプティブLEDヘッドライトを制御するコントロールユニットにおいて、光軸調整用プログラムが不適切なため、プッシュボタンスタートを押して電源ポジションをONした際に、前照灯の光軸初期化が正しく作動しないことがある。そのため、前照灯の光軸が上向きにずれ、前照灯に係る保安基準第32条に適合しないおそれがある。
3	軽自動車及び普通乗用自動車(ダイハツ タント 他)	軽自動車及び普通乗用自動車(制動装置)のリコール。(4818) 後輪ブレーキのシューとドラムの隙間を自動で調整する機構(ストラットセット)において、部品組立時のグリス塗布設備の管理が不適切なため、アジャスタボルトのネジ面のグリス塗布量が不足しているものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、ネジ面が錆びて固着し、自動調整機構が作動しなくなるおそれがある。
4	軽自動車(ダイハツ ムーヴ 他)	軽自動車(灯火装置)のリコール。(4819) リヤコンビネーションランプにおいて、構成部品の生産管理が不適切なため、樹脂部品の密度が不足しているものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、当該部品が熱収縮し、最悪の場合、LED素子が周辺部品との干渉によって破損し、制動灯及び尾灯が点灯しなくなるおそれがある。
5	自動二輪車(トライアンフ タイガー900GTプロ 他)	自動二輪車(後部反射器)のリコール。(外-3111) 後部反射器において、製造公差が不適切なため、取付部の径が設定よりも小さくなっているものがある。そのため、走行振動等により後部反射器を固定するクリップが外れ、後部反射器が脱落するおそれがある。
6	普通乗用自動車(プジョー 308)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(外-3109) ウォーターポンプベルトにおいて、組付工具の保守管理が不適切なため、工具が破損したまま当該ベルトが組み付けられているものがある。そのため、組付け時に当該ベルトが損傷し、そのまま使用を続けるとベルトが破断して、最悪の場合、冷却不良となりエンジンオーバーヒートに至るおそれがある。
7	普通乗用自動車(プジョー 308)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3110) バッテリーケーブルにおいて、設計指示が不適切なため、端子が誤った材質で製造されているものがある。そのため、早期に劣化し抵抗値が大きくなり、端子部が発熱して、最悪の場合、車両火災に至るおそれがある。

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病原物質	発生都道府県
1	令和2年9月28日	飲食店(9月26日の食事)	カンピロバクター	北海道
2	令和2年9月9日(初発)	飲食店(9月5日、9日及び12日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
3	令和2年10月	飲食店(10月1日の弁当)	ノロウイルス	北海道
4	令和2年10月9日	宿泊施設(10月7日の食事)	ノロウイルス	秋田県
5	令和2年10月5日	飲食店(10月3日の食事)	カンピロバクター	福岡県
6	令和2年9月	飲食店(9月21日～26日の食事)	カンピロバクター	北海道
7	令和2年10月4日	給食施設(提供日不明の食事)	ウエルシュ菌	福岡県
8	令和2年10月	飲食店(10月4日の食事)	アニサキス	東京都
9	令和2年10月14日	飲食店(10月13日の食事)	アニサキス	宮城県
10	令和2年10月11日	給食施設(提供日不明の食事)	調査中	愛媛県
11	令和2年10月	飲食店(10月1日及び4日の食事)	カンピロバクター	北海道
12	令和2年10月	飲食店(10月1日の食事)	カンピロバクター	東京都
13	令和2年10月8日	飲食店(10月8日の食事及び弁当)	セレウス菌	東京都
14	令和2年10月6日	給食施設(10月6日の食事)	ヒスタミン	東京都

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。
消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<https://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年10月22日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290